
令和3年 第1回（定例）由布市議会会議録（第7日）

令和3年3月22日（月曜日）

議事日程（第7号）

令和3年3月22日 午前10時00分開議

日程第1 請願・陳情について

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）」

日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

日程第4 議案第2号 由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について

日程第5 議案第3号 由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について

日程第6 議案第4号 由布市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第7号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 由布市市民農園条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 由布市火入れに関する条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について

- 日程第20 議案第18号 市道路線（古野水毛ツル線）の認定について
- 日程第21 議案第19号 市道路線（林線）の認定について
- 日程第22 議案第20号 市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について
- 日程第23 議案第21号 「事務の委託の協議について」の一部訂正について
- 日程第24 議案第27号 令和3年度由布市一般会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和3年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和3年度由布市水道事業会計予算
- 日程第30 発議第1号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第31 発議第2号 由布市議会議員定数条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）」
- 日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第4 議案第2号 由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について
- 日程第6 議案第4号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運

営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 由布市市民農園条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 由布市火入れに関する条例の一部改正について

日程第17 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について

日程第20 議案第18号 市道路線（古野水毛ツル線）の認定について

日程第21 議案第19号 市道路線（林線）の認定について

日程第22 議案第20号 市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について

日程第23 議案第21号 「事務の委託の協議について」の一部訂正について

日程第24 議案第27号 令和3年度由布市一般会計予算

日程第25 議案第28号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算

日程第26 議案第29号 令和3年度由布市介護保険特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第31号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算

日程第29 議案第32号 令和3年度由布市水道事業会計予算

日程第30 発議第1号 由布市議会会議規則の一部改正について

日程第31 発議第2号 由布市議会議員定数条例の一部改正について

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第2 議員派遣の件について

出席議員（17名）

1 番 佐藤 孝昭君

2 番 高田 龍也君

3 番 坂本 光広君

4 番 吉村 益則君

5 番 田中 廣幸君

6 番 加藤 裕三君

7 番 平松恵美男君

8 番 太田洋一郎君

9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 長谷川建策君	12番 佐藤 郁夫君
13番 渕野けさ子君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 甲斐 裕一君
17番 佐藤 人巳君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君	書記 一野 英実君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	一尾 和史君
財政課長	庄 忠義君	総合政策課長	佐藤 正秋君
会計管理者	衛藤 哲男君	建設課長	佐藤 洋君
商工観光課長	衛藤 欣哉君		
福祉事務所長兼福祉課長			馬見塚美由紀君
挾間振興局長兼地域振興課長			佐藤 公教君
庄内振興局長兼地域振興課長			大野 利武君
湯布院振興局長兼地域振興課長			衛藤 浩文君
教育次長兼教育総務課長			生野 浩一君
消防長	近藤 健君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 人巳君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開

きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

継続審査となっていました請願2件、陳情1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長、長谷川建策です。

陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時、令和3年3月9日火曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第1委員会室。

出席者、記載のとおりでございますが、当時、鷲野副委員長がけがのため欠席でございます。

書記、議会事務局。

審査結果。

陳情、受理番号8、受理年月日、平成29年11月27日、件名、私たちは市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見、平成29年第4回定例会において継続審査となったものである。塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティー合同会社との間で締結した土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものである。

委員から、さらに審査を要するとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、継続審査とすべきと決定。

審査結果、継続審査。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） おはようございます。産業建設常任委員長の太田です。

請願につきましての審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和3年3月9日火曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第3委員会室。

出席者は記載のとおりでございます。

書記は議会事務局でございます。

受理番号5、市道認定についてでございます。

本請願は、挾間町鬼瀬370番2から鬼瀬410番2地先の里道について市道編入を求めるものです。

この道路は地元が生活道路として利用しておりますが、緊急車両等が通るには困難な区間がありました。土地の寄附同意書も提出されており、継続審査中において隅切りや拡幅を試みていることから、市道認定に向けた地元の意思は確認できました。

現在、道路として利用している由布市挾間町鬼瀬370番2及び市道接続部については、隅切りの設置を含め由布市へ無償譲渡されるものであり、かつ、抵当権その他第三者の権利を全て抹消し、請願者により土地分筆登記が行われ、所有権移転登記が速やかに実行できるものとし、所有権移転登記に必要な書類等を求める。

なお、隅切りの規格等につきましては、道路管理者と十分協議をすること。

慎重審査の結果、採択すべきと決定いたしました。

受理番号10、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川北608番1地先から603番地先の里道についての市道編入を求めるものです。

この道路は途中で市営住宅があり、一端が県道に接続しておりますが、もう一端が袋小路になっているため、市道認定するには基準に合致した回転場が必要でございます。

回転場につきましては、由布市へ無償寄附されるものであり、かつ、抵当権その他第三者の権利を全て抹消し、請願者により土地分筆登記が行われ、所有権移転登記が速やかに実行できるものとし、所有権移転に必要な書類等を求めます。

なお、回転場の規格等につきましては、道路管理者と十分に協議をすること。

慎重審査の結果、採択すべきと決定いたしました。

御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人己君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、継続審査となっていました陳情受理番号8、私たちは市に対して本件土地の売買契約書

中の契約解除条項を誠実に履行することを求めますは、引き続き継続審査です。

次に、請願受理番号５、市道の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、受理番号５の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願受理番号１０、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、受理番号１０の請願は委員長報告のとおり採択されました。

_____・_____・_____

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第２、承認第１号専決処分の承認を求めることについて、令和２年度由布市一般会計補正予算（第１２号）から日程第２９、議案第３２号、令和３年度由布市水道事業会計予算までの２８件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長に、それぞれ議案審査に係る経

過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 総務常任委員長、長谷川建策です。

委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

令和3年3月9日、議案審査、まとめ。

出席者、記載のとおりです。鷲野副委員長がけがのため欠席をいたしております。

場所、本庁舎新館3階第1委員会室。

担当課、総務課、総合政策課、消防本部。

書記、議会事務局。

事件の番号、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）。

経過及び理由。

歳入歳出予算にそれぞれ1億3,743万7,000円を追加し、予算の総額を278億1,189万2,000円としたことの承認を求めるもの。

当委員会に係るものとしては、JR由布院駅と庄内駅間の代行バスによる輸送業務委託料の64万7,000円で、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月26日付で専決処分を行ったもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定した。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件の番号、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。

経過及び理由。

辺地総合整備計画の期間が令和2年度をもって終了することから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定の基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、新たに「川西中」と「湯平」辺地を加え、合わせて14地区における辺地の公共的施設の整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの。

辺地債は有利な起債事業であると認識する。しかし、令和2年度までの計画の実施率が12%だったという報告を受け、委員会の中で、これからの計画については、実施率の向上に努めていただきたいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第４号、由布市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

新たに職員となった者が行う服務の宣誓に関して、押印の義務付けを廃止するため、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第５号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

市の財政状況を鑑み、市長等３役の給料を本年４月から９月までの半年間、３％減額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第６号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本年４月から９月までの間、職員の給料月額について７級在職者は２％、６級以下在職者は１％の減額措置を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第１７号、由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告を終わります。御賛同願います。

○議長（佐藤 人已君） 次に、教育民生常任委員長、淵野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（淵野けさ子君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長、淵野けさ子です。

委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

日時、令和３年３月１０日水曜日、議案審査とまとめ。

場所、本庁舎新館3階第2委員会室。

出席者は、教育民生常任委員会全員でございます。

担当課は、保険課、高齢者支援課。

書記は議会事務局です。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）。

経過及び理由。

当委員会に係る補正予算で歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る10節需用費の印刷製本費は、ワクチン接種の接種券の印刷。

12節委託費の予防接種は、65歳以上の接種に係るもの。派遣委託契約はコールセンター業務の委託。

13節使用料及び賃借料の機械器具借り上げ料は、接種会場等のテーブルやパーティション等の借り上げ。

コールセンターの開設については教育を行い、市民に不安を与えないよう、理解をしていただくように意見があり、体制を整えているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件の番号、議案第7号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の公布に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第8号、由布市介護保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市介護保険条例の一部を改正するもの。

由布市第8期介護保険事業計画に伴う介護保険料の適用年度や区分等の変更。

市町村特別給付である在宅高齢者等紙おむつ等購入助成事業の規定を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第 9 号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正するもの。

指定居宅サービス等の事業所の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）等の公布に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 10 号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するもの。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）の公布に伴い、改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 11 号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するもの。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 12 号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例の一部を改正するもの。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正が行われたことに伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上ですが、慎重審査の上、御可決を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員長の太田洋一郎です。

委員会審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和3年3月9日火曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第3委員会室。

出席者は記載のとおりです。

担当課でございますが、農政課、環境課、商工観光課、農林整備課、建設課でございます。

書記は、議会事務局。

事件の番号、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出において、7款1項2目商工振興費新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）1億円は、GoToキャンペーンの一時停止や緊急事態宣言の発令等により売上げが落ち込んだ市内飲食業、卸売業、運送業等を営む事業者に対して、由布市飲食事業者等事業継続支援金として、基準に該当する事業者に事業継続のために、1者当たり20万円を支給するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第2号、由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、大分県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の特別融資を受けた市内中小企業者の当該融資に係る利子補給金に充てるための基金を設置するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 3 号、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について。

経過及び理由。

本議案は、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等 3 つの条例を廃止するものでございます。由布市合併時に経過措置として定めておりましたが、現在は適用者がなく、また同趣旨の規則等を新たに定めて事業を行っているため、廃止するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果でございますが、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 3 号、由布市市民農園条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、市民農園利用者が不測の事態等により年度の途中で利用の継続が困難となった場合に、必要があると認められれば使用料の全部または一部を返還できる規定を設けるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 4 号、由布市火入れに関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、本来規則にて制定すべき申請等に関する条文を削除し、条文の繰上げ等を行うものです。この条例の施行日に合わせて規則を制定するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果でございますが、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 5 号、由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、道路法改正に伴う道路占用料額の改定並びに交通安全施設に自動運行補助施設を項目に追加するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 1 6 号、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、道路法及び道路構造令の改正に伴い、新たに交通安全施設に自動運行補助施設を追

加し、並びに歩行者利便増進道路に関する項目を追加するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第18号、市道路線（古野水毛ツル線）の認定についてでございます。

経過及び理由。

本議案は、寄附された公衆用道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

起点、由布市挾間町古野159番7、地先。終点、由布市挾間町古野159番9、地先、延長49メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第19号、市道路線（林線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、県道庄内久住線旧道移管に伴う道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

起点、由布市庄内町五ヶ瀬490番6、地先。終点、由布市庄内町五ヶ瀬783番4、地先、延長410.5メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第20号、市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、県道庄内久住線旧道移管に伴う道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。

起点、由布市庄内町五ヶ瀬433番、地先。終点、由布市庄内町五ヶ瀬1027番1、地先。延長593.7メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第21号、「事務の委託の協議について」の一部訂正について。

経過及び理由。

本議案は、令和2年第4回定例会において可決した「事務の委託の協議について」、（議案第84号）において、大分市との最終協議の際に訂正すべき箇所が生じたため、規約の一部を改めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、予算特別委員長、甲斐裕一君。

○予算特別委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。予算特別委員会委員長、甲斐裕一でございます。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和3年2月25日から3月17日、6日間でございます。その間、詳細説明、審査、分科会審査、まとめを行っております。

場所は、本庁舎議場。

出席者は、私と副委員長、総務常任委員長、長谷川建策議員、ほかに全議員の皆様が委員となっております。

担当課は全課。

書記は、議会事務局。

付託事件名。

議案第27号、令和3年度由布市一般会計予算。

議案第28号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算。

議案第29号、令和3年度由布市介護保険特別会計予算。

議案第30号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第31号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。

議案第32号、令和3年度由布市水道事業会計予算。

審査の経過及び結果。

本委員会は、全議員で構成する予算特別委員会として、令和3年2月25日、26日、3月11日、12日、15日、17日の6日間にわたり委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、86項目の質疑と関連質疑、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。

その結果、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の6件について、いずれも全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長の報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 12番、佐藤郁夫です。議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、総務常任委員長にお尋ねをいたします。

経過及び理由の中に、令和2年度までの実施率が12%であったと、そういうこの12%の中の主な原因は何であったのか。また、今後こういうことを組んだ以上は、やっぱりきちっとした成果を上げるように、そういう審査をされたのか。また、執行部から何らかのそういう内容の回答があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 12番、佐藤郁夫議員にお答えします。

ただいまの質問で、我々委員会としても12%の実施率について疑問に思い、執行部にお尋ねしました。財政状況も悪く、辺地債、過疎債についても、いろんな面で執行状況それから執行率等を伺いましたが、今後とも、これに加えて湯平、川西中が入りまして14地区になりました。今後は、申請があれば辺地債等を詳しく説明し、受付をしていくとの説明をいただきました。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 答弁は結構ですが、やはりこの実施率が、辺地債、過疎債、こ

れは優良債でありますから、私も、これは財源の少ない由布市ですから、こういうのを使ってほしいというのはもう望むところなんです、結果5年かかって、やはりその地域の要望、各課非常に多うございます。そういうのを含めて、やっぱり計画をする以上は30%以上とか、地元の願いがかなうような事業もするべきだと、そういうように思っていますので、ぜひ今後とも議会としてもこういう件については注視をしていきますが、執行部としてもこういうことを各課で考えていただきたいと、そういう思いで質疑をしましたんで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、由布市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第８号、由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第８号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第９号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第９号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第１０号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号、由布市市民農園条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号、由布市火入れに関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号、由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とし

て、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号、由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１７号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１６名中起立１６名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第１８号、市道路線（古野水毛ツル線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１８号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１６名中起立１６名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第１９号、市道路線（林線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１９号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１６名中起立１６名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２０号、市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩にします。再開は１１時１０分とします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 人巳君） 再開します。

次に、日程第２３、議案第２１号、「事務の委託の協議について」の一部訂正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２４、議案第２７号、令和３年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２７号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２５、議案第２８号、令和３年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２６、議案第２９号、令和３年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２９号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２７、議案第３０号、令和３年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３０号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２８、議案第３１号、令和３年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３１号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人己君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 29、議案第 32 号、令和 3 年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 32 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員 16 名中起立 16 名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第 30、発議第 1 号及び日程第 31、発議第 2 号を上程します。

提出者に提案理由を求めます。発議第 1 号及び発議第 2 号について、15 番、工藤安雄君。

○議員（15 番 工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の工藤です。

それでは、発議案の御説明を申し上げます。

まず、発議第 1 号、由布市議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別記のとおり、由布市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出をいたします。

令和 3 年 3 月 22 日。由布市議会議長、佐藤人已殿。提出者、由布市議会議員、工藤安雄。賛成者、由布市議会議員、佐藤郁夫、湊野けさ子、長谷川建策、鷺野弘一、太田洋一郎、加藤裕三。

この一部改正については、女性を初めとする多様な人材の市議会への参加を促進する環境整備を図ることや、行政手続等において、原則として押印を廃止する動向を踏まえて、標準会議規則が改正されたことから、これにならって一部改正をするものです。

改正の内容については、新旧対照表のとおりです。

次に、発議第 2 号の説明を申し上げます。

発議第 2 号、由布市議会議員定数条例の一部改正について。

上記の議案を別記のとおり、地方自治法第 112 条及び由布市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出をいたします。

令和3年3月22日。由布市議会議長、佐藤人己殿。提出者、由布市議会議員、工藤安雄。
賛成者、由布市議会議員、甲斐裕一、田中真理子、湊野けさ子、佐藤郁夫、平松恵美男、加藤裕三、田中廣幸、佐藤孝昭。

議員定数については、9人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会において、喫緊の課題として調査・研究を行うことが決定され、全員協議会に報告があり、約1年6か月間にわたって調査・研究が行われ、その結果が報告書として提出をされました。

この報告書では、類似団体や県内の市議会の状況等をつぶさに調査をし、議員定数については、10年、20年先を見据えたものであること。さらに、これにより議会の弱体化を招くことのないよう、議員一人一人が一層の資質の向上を図り、地方自治法の本旨に基づいた民主的な地域社会を確立するため、今後も引き続き議会活性化を推進することによって市民に信頼され、市民とともに歩む議会を目指すことをお誓いすると報告をされております。

この報告書を受け、各常任委員会や議会運営委員会、全員協議会での議論を経て、今回の提案に至りました。

改正の内容については、定数を現行の20人から18人に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、施行日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から適用するものです。

以上で、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） お諮りします。ただいまの発議2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

日程第30、発議第1号、由布市議会会議規則の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人己君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、発議第2号、由布市議会議員定数条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 2番、高田龍也です。反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、20人を18人という改正の発議がされておりますが、私は反対の立場から、2点の観点から反対を述べさせていただきます。

2017年に改正が行われまして、20人という選挙体制で行ってきました。で、今現状、議員数が17名です。その中で、今、3名欠ということですので、その3名のうち2名の方が志半ばで議員という職を全うできずに逝かれておりますが、その3名の2017年のときの選挙の得票数が、3名合計で2,120票あります。

で、そのときの有効票が2万334票ございます。でいきますと、有効投票数の3名の投票数の割合でいきますと、10.42%が、現状、17名で行っているときに投票された人たちの思いがこの場に反映されていないのではないかと考えております。

まして、そのときの2017年の選挙の一番の投票獲得者の方の得票数が1,765票です。そう考えた場合、割合が8.69%でございます。そうすると、現状、17名の中で討論する中で、この20を18にするというものが市民に広く知れ渡っているのかというところも疑問になってくると思います。

その由布市の有効数の2,120票の思いというものが、この場に反映されているのか考えたときには、私は反映できていないのではないかと考えておりますので、反対をさせていただきたいと思います。

ましてや、2017年からこの3名の方の議席が減った時点で、広く由布市に説明会と市民の意見を集約できているのかという点も疑問が残るところでありますので、今議会において上程された20名から18名というものには広く市民の皆様知れ渡っているものではないと考えておりますので、本議会での提出に対しては、反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、原案賛成者。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 12番、佐藤郁夫です。私は、賛成の立場で討論に参加をいたします。

まず、これまでの発議に対する議会のこれまでの経過を申しますと、平成31年3月18日開

催の、洲野けさ子委員長以下9人で構成されます議会活性化調査特別委員会の活動方針で、第1番目に議員定数を喫緊の課題として調査研究対象といたしました。

そうした中、由布市議会議会基本条例の具現化を図ることを第一義とし、過去の協議経過を踏まえまして、その上で、現状に即した議員定数の調査・検討を行うことになりました。

平成31年3月22日から令和元年10月31日までの約この1年6か月以上の間、全員協議会や議会運営委員会や、また、今日お見えの女性団体連絡協議会の皆様との意見交換会などで、特別委員会の協議の状況と方向性について報告がありました。特別委員会の結論は、引き続き委員会中心主義を主体として、常任委員会数は現行の同形態の3つの委員会で6人を定数として、専門性を生かした政策審議と政策提案に当たっていくとし、現行定数20名・欠員3名から2人削減をし、18人とすることでありました。

また、検討の中で、議会は主権者である住民に代わって、執行機関を監視・評価し、執行機関をチェックする機関であります。この観点から、議員定数の安易な削減は議会の弱体化につながるおそれもあると懸念する意見も出ました。

しかしながら、全国と同規模の市の議員定数は17.4人、九州管内の類似団体の平均では17.6人と、本市より少ない定数で議会運営が行われております。

こうした状況や県内各市議会の動向を見据え、議員定数の検証を行ってきたとのことであります。議員定数を考える上で、議会運営に支障を来さないこと、本市議会が採用している委員会中心主義による1委員会6人という定数は、慎重審査を行う上で最低限の人数とし、これ以上の削減はできないと確認した中で、定数を18人とする特別委員会の最終報告がありました。

これらのことから、特別委員会の定数18とする調査結果、検討結果を尊重し、賛同いたします。これからも議会は多様な民意を反映させるため、政策立案と監視機能の強化がこれまで以上に求められてきます。それに応えていかなければなりません。

結びになりますが、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の早期終束と昨年7月豪雨災害からの早期復旧・復興対策経費として、削減した財源を活用していただければと考えています。議会としてこの定数削減が議会に対する市民の関心が高まり、議員の活動の評価が上がる契機になることを願い、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（佐藤 人已君） ほかに討論はありませんか。3番、坂本光広君。

○議員（3番 坂本 光広君） 反対の立場から討論をさせていただきます。

1年6か月前に、議会活性化委員会よりこの18人という答申が述べられました。それから皆さんで検討する中という形にはなっておりますが、新型コロナ等で議論がなかなか進まなかったように私は感じております。

また、その活性化委員会の中でも、若い議員をどうやって生み出すか。昨今では女性をどうやって登用するかという意見も出されております。それにつきましては全然議論がなされないままここまで来ております。

また、それによってどういうふうになるというのは、今までなかなか議論がなされていないということから、反対をさせていただきます。

もう一点につきましては、今回変更されたときに、次の選挙が10月でございます。ちょっとそれに関しましては、あまりにも早急ではないかという2点から、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） ほかに討論はありませんか。加藤裕三君。

○議員（6番 加藤 裕三君） 6番、加藤裕三です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

私も4年前に市議会議員としてこの議会に参加するようになりました。これまでの間、先輩議員とこの議員定数については議論をしてきたことも十分承知をしています。昨今の状況を見ますと、やはり先ほど佐藤郁夫議員が言ったように、今の時代、こういった議員に対してのいろんな意見が多く市民から寄せられているというふうに感じております。

そうした中、やはり我々議員としても切磋琢磨して、市民のため、やっぱり広くこの市内で活動が必要というふうに思っています。ただ少なくすればいいということではありませんが、やはり私は市民の意見を十分に聞いた上で、そして、この今提案されている18名、最低としての18名として、今後やっていくことに賛成という意見でございます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） ほかに。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 8番、太田洋一郎。反対の立場として討論をさせていただきます。

私は当初、議会議員の定数を20から18というところで、議会活性化特別委員会でも、それは致し方ないというふうな立場で、削減はやむなしというふうな立場でございました。

ですが、よくよく考えてみると、いろいろ問題があるんじゃないかというふうに考えております。時代が遡りまして、平成の大合併と言われた非常に3町を揺るがした合併問題がございました。その中で、私は市町村合併に対して反対の立場で、当時、町議会議員として活動させていただいておりましたが、それはなぜ反対かという、理由には多岐にわたるんですが、一番特に思われるのが、やはり現場の声といいますか、地域の声が届きにくくなるんじゃないかということに危惧しておりました。議会議員として、当時の町議会議員の数から由布市になりまして随分少なくなりまして、またそれから数度議員削減というふうになりましたけれども、ますます地域の声、特に合併でも危惧しましたが、周辺部の声が届きにくくなるんじゃないかということに危惧

しております。

やはり我々議員に課せられました仕事ということが、しっかりと市民の声に答えていくということ、そしてまた政策立案、そしてまた議員発議の条例制定等、いろんなアプローチをする中で、特に大きな役割というのは、地域の声をしっかり届けるということでございます。その届ける役割の議員が少なくなっていくことによって、ますます地域は疲弊していくんじゃないかというふうなことも考えます。

昨年の7月、皆様方も記憶が新しいと思いますけれども、7月豪雨に遭遇いたしました。それまで、私は18でもやむなしというふうに思っておりましたが、昨年の7月豪雨を受けて、いろんな被災地からいろんな声が届いておりました。それを各議員は駆けずり回りながらしっかりと行政につないでいくという活動をする中で、やはり現状の17名では少ないと、つくづく思いました。

そんな中で、私は、やみくもに議員削減をするのはいかなものかというふうに考え方を改めさせていただきました。

皆様方が議員削減をするべしという市民の声も多く聞かれますが、7月豪雨の後は、私のほうには、議員を削減するというのはいかなものかと、ますます我々の声が届かなくなるんじゃないかという危惧をする市民の方々からの声も頂いております。

議員削減というのは、ある意味簡単なことかもしれませんが、待てよと。削減した後に、これは少な過ぎたと。そういった中で20名に戻す。元の定数に戻すには非常に困難なことで予想されます。

そういった中で、言葉は悪いですが、減らすのはいつでもできると。ですが、増やすのは非常に困難だという観点から、やみくもに議員を削減するものではないというふうに思っております。

先ほどの賛成討論の中で、18というのは、九州の他同一自治体で17.6というふうなことが出ておりましたけれども、地理的な面もしっかりと考慮するべきだと思っております。由布市は非常に面積が広い。挾間町、庄内町、湯布院町、特に庄内町は中心部でありながら非常に面積が広くて、いろいろな地域に点在しております。

そういった中で、どうやって市民の声をしっかり届けていくのかということも危惧されるところでございます。

どうか、皆さん、賛成される議員の皆様方もいま一度考えていただきたいというふうに思っております。削減するのはいつでもできるんだということと、そして、削減してしまったら、なかなか元には戻れないということもしっかりと考えていただきたいと同時に、まだまだ議論がなされてはいないんじゃないかというふうにも強く思っております。しっかりと議論をした中でみんな賛同して18人になるように、まだまだ僕は努力する必要があるというふうに考えております。

どうか、皆さん、7月豪雨の際、しっかりと皆様方が行政につないでいった活動を思い起こしてください。これが18名になって、今は現状17名ですけれども、18名になって、ますます厳しくなるということと、そしてまた、由布市議会が始まって、1期の期間中に定数で、全員で行ったことがないんです。必ず何らかの理由で議員の欠員というのが生じております。そういった中で、果たして3つの常任委員会が、少なくなった議員で本当に議論ができるのかというところも危惧するところでもあります。

そういった中で、由布市の将来を考えて、そしてまた、議員になるためのハードルを僕は上げるべきではないというふうにも思っておりますので、どうか、皆さん、賛成の立場の皆さん、いま一度考え方を改めていただいて、もう一度しっかりと議論をしようじゃありませんか。そのためにも、今回の議案提出に対して、私は反対の立場で意見させていただきます。

○議長（佐藤 人已君） 7番、平松恵美男君。

○議員（7番 平松恵美男君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいというふうに思っております。

私も議員になって1期目ということではありますが、やはり由布市の状況を見ますと、残念ながら年々人口が減少しつつあるというのが現状ではないかというふうに思っております。

市としましては、様々な手段で人口増に努めていただいておりますが、今後もなかなか人口が増えるというようなことは、日本全体を見てもそうないんじゃないかなというふうな気がしております。

議員の市民に対する定数の適正化という部分につきましては、先ほど、議会活性化の中でお話があったというふうに私も理解しております。

それから、今、由布市の財政を見ますと、今年度でも財政積立てが約5億円程度積み崩されておるといような状況でございますし、それはコロナの関係もありますが、以前、大地震があつて、そのときもかなりの財政調整基金を取り崩しております。

それから、昨年7月に豪雨がありまして、この分については国からの助成等もございますが、市単独での災害に対する借入れも新年度で計画されているようでもあります。今後、こういうふうな災害がもう起こらないという保証もございません。むしろ起こる危険性が高いんじゃないかなというふうに非常に心配しているところでございます。

それから、先ほどの議案の中にもありましたが、市長をはじめ副市長、教育長、それから職員の皆さんも給料の削減をするというふうなことであります。そういう意味からも、やはり財政が、今後、収入が上がるというような税収の確保がなかなか難しい中では、やはり少し辛抱したほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、災害のときに、私もあっちこちに話を聞きに行きましたが、その部分については、現状17名でかなり議論し、執行部のほうにお願い

した経過もあります。

そういうふうなことで、将来的な由布市のことを考えれば、ここでやはり英断、決断し、18名にしたほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに。加藤幸雄君。

○議員（9番 加藤 幸雄君） 9番、加藤幸雄でございます。議会活性化委員会の中でも、やはり18名ぐらいがいいんじゃないかなというふうな話がありました。で、ほかの市町村とかと比べたときには、確かにそういうこともあるのかなということで、私も賛成のほうに行こうかなと思っていたんですけど、去年の今頃、コロナウイルスを、で、7月には豪雨と、で、その後はやっぱり、先ほど太田議員からもありましたけど、僻地のところにはどうしても人が来ない。議員が全然来てくれない。私はどこに相談すればいいの。もう市役所に電話してもみんな忙しくて、話も聞いてくれない。そういう状況がもう三、四か月ずっと続いていて、私もその中でちょっと僻地まで行きましたけども、ああ、よう来てくれたなという方が多くありました。

やはり今の議員定数で、17ですけど、やっぱり20人ぐらいいて、こういう災害がなければいいんですけど、ないとは絶対言い切れませんので、やはりもう少し落ち着いたところで、議員定数を改めて検討するのが妥当じゃないかなということで、反対の意見とします。

○議長（佐藤 人巳君） ほかに。13番、淵野議員。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番、淵野です。私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

これまで合併して、先ほどもお話がありましたが、合併した当時は26名、そしてそれが平成21年の10月30日からは22名と、4名減らして、そして、29年には20名で、現在に至っております。

そして、それまでに平成26年に、議員定数改正に伴う各種団体からの要請等もたくさんありました。

で、やはり政治家は地方の政治家といえども、やはり過去の歴史、そういうものも鑑みて、全て全体的に考える必要があると、私は思っております。平成26年11月5日に、由布市自治委員会連合会から、由布市議会議員定数に関する要望書が、26年12月10日には、由布市女性団体連絡協議会、由布市議会議員定数に関する要望書。このときは、定数16名というふうに何か話をいただいております。

平成27年6月2日には、自治委員会連合会、女性団体連合会との意見交換会で、前工藤議長、太田副議長、議会運営委員会委員にて意見交換会を対応しております。

で、27年9月28日、由布市自治委員会連合会、由布市女性団体協議会、由布市議会議員定

数に関する質問状も頂いております。で、27年10月13日、由布市自治委員会連合会、由布市女性団体連絡協議会、由布市老人会クラブ連合会から、由布市議会議員定数に関する公聴会開催についての要望も頂いているところであります。

先ほど、全国で5万人未満のところは17.4というふうに出ております。で、たくさんのまだまだ意見を聞く必要があるのではないかという御意見がありましたけども、これまで記録しているだけでも、このように公聴会等、いろんな形で意見をお聞きしていただいているところであります。

で、私が思うのには、やはり議会と執行部は災害に人数が少ないというような御意見だったんですけども、これまで職員も合併してからかなり減らされております。で、災害のときに、今17名なんですけども、17名の議員があらゆるところの市民の声を頂き、そして、それぞれがもう満遍なくと思うんですけども、皆さん動いていただいていたと思います。災害が集中したところによりますと、やはり大変はもう目に見えていて、それから復旧するのが大変だなという御苦勞をされてきたのも知っておりますけども、18名になったからといって議員の働きは変わりません。それ以上のことを、議員として市民のために動き、そしてお話を聞き、意見を聞きながら動く必要があるというふうに思っております。

で、行政は執行部なんですけども、執行部と議会の役割、使命は違います。先ほど佐藤郁夫議員がその執行権はありますけども、やはり執行部を見守るというか、しっかりとそれを見ていくことは議会の務めなんですけども、行政と議会は両輪のごとくと、よく昔から言われております。近過ぎず、遠からず、由布市のために、議員は議員の責任と使命を、役割を全うするのが議員の役割と私は思っております。

ですから、例えば災害が多くあったときに、私は、活性化特別委員会でも提案したことは、そういうときのための議会のBCP、要するに業務継続計画です。行政がそれをつくっております。ですから、議会も呼応してそれはきちんとつくって、何かあったときは議会としてこう対応しようというふうなものをつくるべきと、私は意見を述べました。しかし、まだそれはできておりません。

ですから、18人になってそういう改革をどんどん、議会基本条例もそうなんですけど、やはり見直しながら、どうしたら由布市民のために迅速に役に立てるかということを、もっともっとそういう中身まで踏み込んで、私は議論をするべきだと思っております。活性化の中で提案しましたが、そこまではなかなかたどり着きませんでした。

ですから、私は定数を18名にして、そして、それからまた改革のために一生懸命どうすれば市民のために迷惑をかけなくて頑張れるかというそのものをつくっていききたいと、いけばいいなというふうに思っております。

その中で、本当に議員は何をするべきか。で、投票率がどこも下がっております。大分市も過去最低でした。それには何で投票率が下がるのかなというのと、やっぱり行き着くところは、政治の活性化にやっぱり行き着くんだというふうに、多くの市民がやっぱりこぞって投票していただけるという、そういう活性化につなげていかなければならないというふうに私は考えております。

そのためには、やはり議会の在り方、今の社会の動向を見た中で、近隣の同類の市町村を見たときに、やはりどこも今はもう18名というふうになっております。そういう総合的な観点から見て、私は18名にしても災害、それからいろんなことを乗り越えていけるというふうに信じておりまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 長谷川建策君。

○議員（11番 長谷川建策君） 11番、長谷川です。反対の立場で討論をいたします。

反対の方の意見と同じなんですけど、今回、本当に未曾有の大災害で、湯布院の議員団の例を例えますと、本当に庄内、挾間もみんな大変だったと思います。しかし、現場に、湯平に行ったとき、本当にもうみんな涙を流して我々に何とか手助けをしてくださいという、もう近々に見たあの光景を思い出したとき、私は今まで本当に削減のほうに賛成してきました。しかし、今回の災害を見て、一人でも多くの議員が欲しいな。これはみんな行って、今度はお前は上へ行け。下へ行け。中へ行けというような状況でした。まだまだ災害も復興しておりません。今後いかなる災害が来るかもしれません。予想しております。今、本当にこの災害の中、復旧もしていない中、それからコロナ禍の中で、今、何で削減せな悪いんかな、後でもいいじゃないかな。今はせめてコロナが終束する。そして災害が復興し、それからまた定数を考えたらいんじゃないかと思って、反対の立場として討論をいたします。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 1番、佐藤孝昭君。

○議員（1番 佐藤 孝昭君） 1番、佐藤孝昭です。

私は、議員の定数につきましては、九州管内それから近隣の市町村の状況を見ても、18が妥当だという賛成のほうで意見をさせていただきます。

議会としても、議席が減り、議員になることが厳しくなるという側面もありながら、そもそも私どもは市民の方から厳しい議会活動のチェックをされている身でもあります。せめて近隣市町村よりも上回るような定数は、市民への理解を得られるとは思っておりません。

それから、申しますと、また、本議会でも両輪の輪である由布市長や由布市職員の皆様も市の財政状況を鑑み、それから給料を減額措置をしております。それに、さらに今の由布市の人口を見ると、非常に増えている町、それからもう大いに減っている町が2つ存在しております。その3町のバランスを見るためにも、この町自体の選挙制度が統一選挙でやっている以上、町ごとで

の選挙区ごとではありませんので、そういったところで見ると、3町のバランスを考えても18という数字がはじき出せるんじゃないかなと私は思っております。

痛みを分かち合うために、議会からの18になったとしても、その覚悟を持って減数を導き出して議員活動をしていくべきなんだと私は思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 10番、鷲野弘一です。私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、今日、後ろに傍聴に来られています女連団の皆様方の中から意見としまして、議員は仕事をしない議員がいるという意見も出されました。私は、皆さんの見方がどうであるのかという一つの問題提起だったのではないかというふうに思っておりますが、まずそういうところから変えなければいけないというふうに、まず考えております。

まして、反対する議員の意見の中にもありましたけど、18名でも思っていたがという同意見であります。令和2年7月の水害後、やはり今の後ろに今日傍聴に来られている方たちも、私たちが地元に行ったという顔も見ていただいているのではないかというふうに思っております。

そういう中において今年度、年が明けてからですけれども、やはり小規模災害等の箇所がまだあり、どう手をつけていいのかというようなことで、地元の方から連日やっぱり電話がかかり、市役所のほうと協議をしながらそういうところの改善等を行ってきました。まだまだそういうふうなことが、この令和3年度にも小規模災害の受付をまだしてくれということでもありますけれども、そういうものがやはり分からない方もまだ結構いらっしゃいます。そういう方たちのためにおいても、災害はあと3年、この復旧までかかります。その間、やはり現状のままで、由布市がいかに復旧するのかという意見を大切に、そういう見守るためにも議員の数は減らすべきではなく、市民の意見を行政に持っていくというのが私の持論であります。

ぜひとも、賛成の中にもやはり地元で大きな災害を受けた方もいらっしゃるかと思います。そういう気持ちを持っていただき、地元の意見を行政に持っていくためにも、議員はやはり今の20人のまま変わらず、行政に意見を持って行けるような議員をたくさん残していただきたいというふうに思います。

皆さんの良心をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 田中真理子さん。

○議員（14番 田中真理子君） 14番、田中真理子です。

もうほとんどの意見が出尽くしたかなと思っております。ただし、この18人という削減にか

けては、もう8年前からそれぞれ皆さんの頭の中、それから心の中、そして今日傍聴に来ていただいております女性団体の中にも、皆さんそのことはずっと胸に抱えてきたのではないかなと思っております。

で、私は、ここもう何年間か予算のことについて、終始一般質問をして言っております。人口も減っていますし、収入財源も減っています。で、今回コロナ、それから災害等により収入財源はどんどん落ち込んでいます。

その中で、市長をはじめ一般職員の方々は報酬を削減しながら努力をしてもらっております。で、一時は財政調整基金を伸ばすために、それぞれ3%の削減を行い、積立てを行ってきた経験もあると思います。

で、これから、そういった収入が減る中で、税金で私たちはやはり給料をもらっておりますので、やはり議員自らがその辺の決断をしなければ、なかなか市民に理解はしてもらえないのではないかなと思っております。

で、議員活動ですけど、議員活動も、今は結構皆さんばらばらじゃないかなと思うんです。湯布院のことだから湯布院の人がしなくちゃいけないとかいうんじゃないかと、もう少し私たちはやはり一致団結してそれぞれの解決に当たる必要があるんじゃないかなと思います。個々の力は非常に弱いと思いますが、集まればそれは強くなると思いますので、18人になってもその辺はカバーできるのではないかと。

それと、防災それから減災につきましては、これから議会の中でもそのことについて十分取り組んでいかなきゃいけない問題があるのではないかなと思っております。だから、そういった体制をどういうふうに変えていくかというのを、今後の私たちの課題ではないかと思います。

で、できれば、皆さんの声を聞くために、私たちもどういったところに出向けばいいのか。1年を通じてどういう活動をすればいいのかということをもっと考えていけば、18人でも立派にそれは成し遂げられるんじゃないかと思います。

で、自分たちの行動にやはり責任を持って動けば、私は皆さんの理解は得られるんじゃないかなと思っておりますので、18人に賛成をしております。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 4番、吉村益則君。

○議員（4番 吉村 益則君） 4番、吉村益則です。反対の立場で討論させていただきます。

今、議員の皆さんから賛成の意見、反対の意見、それぞれ出ておりますが、今、こういう議論が今までなされてきたかということがやはり一番の問題だと思っております。様々な理由がありますが、賛成の方も反対の方もやはり議論が足りなかったのではないかな。そういった意味では、今回反対をさせていただきます。

それともう一点、もう一点は、やはり今度は次の秋、10月に選挙を予定しております。予定というか、あります。その中で、今の時期にこういうふうな定数を変更するというふうなことは、やはり急過ぎる。この辺のところについては、やはり時間を持って、余裕を持って判断をするべきだと思っております。

そういった2点で反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 田中廣幸君。

○議員（5番 田中 廣幸君） 5番、田中廣幸です。私も1期議員であります。3年前の議員に立候補する前に、やはり各種団体の補助金等々、財政難の折に削ってきた行政の歴史があります。そのときにもある人から、やはり議員もそういう給料というか、議員も減らして市民のために何か貢献しないかという話も聞きました。

皆さんから、今回、災害、コロナの面でやはり20名がいいのではないかと思います。私個人的には、議員活動としてやはり湯平も、庄内の阿藤野にも1週間後ぐらいに、やっと行き着いたような状態ですが、やはり議員活動というのは市民の声を拾って行政につなぐ。もしくは、その上の県、国に通ずるようなそういう議員であればよろしいかと思います。

もちろん私もまだ1期ではありますが、今後も議員として頑張りたいと思いますし、やはり18名にして、20名でできることと、18名だったらできないことというのはないと思います。ですから、私は賛成の意見として18名が適正だと思います。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） ほかにございませんか。甲斐裕一君。

○議員（16番 甲斐 裕一君） 私も賛成の立場でございますけど、今、賛成者、反対者、切実なる声を聞きました。

そういう中で、私は8年前でしたか、工藤議員が議長のとときに、いろんな団体と話し合ってきました。そういう中で、18という声は、女団連の方から聞かされました。私も18名でいいということです。ずっと来たわけでございますけど、やはり今、由布市の人口、それから財政、これを鑑みたときに、どうすれば議員はいいのかなという考えであります。

私の考えとしては、ずっと18で来たんです。だから、18でいいんじゃないかと思いますけど、やはり反対の方から本当に切実なる声を聞かされました。これには、やはり皆さんの意見も、考え、これから議会活性化もあります。それから全員協議会もあります。そういう中でいろんな話し合いをしながら、やっていけばいいんじゃないかなと思っておりますけど、今日、発議案が出された以上は、ここで賛成か、反対か、しっかり決めて、そして、明日からの議会活動に精を出していただきたいと思います。

私は賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立9名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後0時08分休憩

.....

午後0時08分再開

○議長（佐藤 人巳君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2件を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての2件は追加日程第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 人巳君） まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

追加日程第２．議員派遣の件について

○議長（佐藤 人已君） 次に、追加日程第２、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第１６６条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤 人已君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和３年第１回由布市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

午後０時１０分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員